

広島県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次江津線	安芸高田市高宮町佐々部字寺脇一九一九番一地从先から 安芸高田市高宮町佐々部字寺脇一九一九番二地从先まで 安芸高田市高宮町佐々部字下信木一九六一番八地从先から 安芸高田市高宮町佐々部字下信木一九六一番一地从先まで	令和六年二月一日